

原油価格・物価高騰緊急経済対策補助金申請に関するチェックシート

※ 対象となる事業者は、原油価格・物価高騰の影響の影響を受け、燃料費等の経費が前年同期に比べ増加した事業者の方です。
下記の確認事項をチェックし、必要書類を整えて申請書と併せてこのシートを提出してください。

チェック

I 準備する書類（必要書類）について

① 原油価格・物価高騰緊急経済対策補助金交付申請書

※ 申請できるのは「事業所単位」。事業所単位で申請書を用意しているか。

② 誓約書兼同意書

※ 申請に際して、列記されている全ての事項を満たしていることについて誓約・同意し、記名・押印しているか。

③ 燃料費等の支払い金額がわかる書類の写し

※ 対象経費は令和4年1月から9月の任意の連続する4か月間の燃料費（ガソリン、灯油、軽油又は重油、ガス）及び電気料から、前年同期に使用した燃料費及び電気料を差し引いた額です。総勘定元帳、帳簿、試算表、損益計算書、確定申告書及び決算報告書の月別内訳書、通帳の写しなど、それらの経費がわかる書類の写しを提出してください。（請求書の場合は支払ったことが確認できる領収書を添付してください。）

④ 事業者等の情報がわかる書類の写し

※ **商業登記簿謄本**、開業届や事業所所在証明、営業許可、確定申告書等の写しなど、事業者の情報を確認できる書類はあるか。

⑤ 振込先の金融機関名・支店名・口座番号・名義を確認できる通帳等の写し

※ 受取る振込先の金融機関名や口座番号、名義人等に誤りはないか。

※令和4年度に佐野市の『長期化影響事業者支援金』を申請し、決定を受けた者については、⑤の書類提出を省略できます。
ただし、長期化影響事業者支援金を振り込んだ金融機関と別の振込先を希望する場合は必要となります。

II 補助対象「事業者」の要件について

① R3.9.30以前から引き続き佐野市内で事業を営んでいる。（個人の場合）

※ 市外在住の個人の場合は、通常の添付書類のほか、市内に事業所を有することがわかる書類（申告書の写し、営業許可の写しなど）の提出が必要。

② R3.9.30以前から引き続き佐野市内に事業所等を有している。（法人の場合）

中小企業基本法に基づく中小企業者であること。（大企業等は対象外）

※ 市内・市外を問わず、商業登記簿謄本等の写し（店舗等は営業許可等の写し）の提出が必要。

③ 今後も引き続き佐野市内で事業活動を営む予定である。

④ 誓約書兼同意書（様式第2号）に記載されている全ての対象事業者要件を満たしている。

※ 風俗営業に関する法律に規定する事業者でないこと、佐野市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと、その他公序良俗に反すると認められる事業を行う者でないことなどの対象事業者に求められる要件があります。

⑤ 全ての市税に滞納がない。

⑥ 補助対象経費について、佐野市の他の補助制度に基づく補助金を受けていない。

※ 介護施設、障がい者施設、保育施設、こどもクラブ等は他の補助制度を受けていないか
市内の一部の有床医療機関や認定農業者等は補助対象外

【市役所記入欄】

受付日

R . . .

データ管理番号

受付者